

「この本、よかった！」(130)
『パンどろぼう VS にせパンどろぼう』
(株式会社KADOKAWA)
作:柴田 ケイコ

みなさんにも
おすすめしたい「くまどく本」、
今月は、はつかみこども園からです。

市山 瑚桃(まつ組)

現実のぶどうパンは好きではない
けどこの本のぶどうパンはとても美
味しそうに見える。ジャーンとパン
どろぼうが変身する所とりす君が頑
張ってぶどうを集める所が好き。

市山 美鈴(母)

パンどろぼうシリーズは大人でも
クスッと笑えて絵がとてもかわいいで
す。グッズをつい見つけて買ってしま
います。特にこの本は面白いシーンが
多く、読んでいる方も楽しくなります。



(教育総務課
社会教育グループ)

令和6年度 熊二小 スタート！

熊野第二小学校

第二小では、月に1回「わんぱくタイム」と「ロ
ング昼休憩」を、毎週木曜日に「ランランタイム」
という時間をつくって体力づくりに取り組んで
います。

わんぱくタイムは、運動委員会が大休憩の遊
びを企画します。放送や掲示板で全校に発信し
て全学年で同じ遊びをします。

ロング昼休憩は、通常より長く休憩時間を取
り、学級で遊んだり縦割り班で遊んだりします。

ランランタイムは、曲に合わせてスタートし、
3分間走ります。

普段、教室で休憩時間を過ごしている子ども
たちも、その日は自ら外へ出て楽しんでます。
学年を超えて関わり合い、高学年が低学年に優
しく接している姿から、第二小のきずなの深さ
が感じられます。楽しく体を動かし、子どもたち
の運動能力向上につなげていきたいです。



▲学年を超えて遊ぶ子どもたちの様子

(教育総務課)

入学式

熊野第四小学校

4月9日(火)、桜の咲いた穏やかな天候の中、
第四小に48人の1年生が入学しました。

今年度は入学式に5～6年生も出席し、みん
なで1年生を迎え入れることができました。受
付を終えた1年生は6年生の案内で着席した
後、少し緊張した表情でまだ小さな椅子に座っ
ていましたが、担任の先生に名前を呼ばれると
「はい」と大きな声で返事をしたり、来賓のみ
なさんのお祝いの言葉に「ありがとうございます
」と元気に返事をしたりして無事に入学式を
終えることができました。

さあ、小学校生活の始まりです。これから同
級生の友達、上級生のお兄さんやお姉さんとも
たくさん遊んでみんなと仲良く、楽しい毎日が
過ごせるとよいですね。



▲入学式の様子

(教育総務課)

子どもは地域で守る!!『子ども110番の家』にご協力ください。
☎青少年育成くまの町民会議 事務局
教育総務課社会教育グループ ☎854-3111

夏季休業中に放課後児童クラブに入会希望の人へ

夏季休業中に児童クラブへ入会を希望する
人は、子育て支援課で申込みを行ってください。
申込書などは、子育て支援課で配布しています。
町ホームページからもダウンロードできます。

町ホームページはこちら▶



☎6月3日(月)～21日(金)

8:30～17:00(土日祝を除く)

☎子育て支援課 ☎820-5623

新年度の始まり

～ウェルビーイングを目指して～

熊野高等学校

この地に (337)

新年度が始まり、熊高では矢野由美子校長先
生をはじめとする転任者と新1年生を迎え、新
体制で令和6年度をスタートさせています。こ
れまでの教育目標「感動を行動に」に加え、「ウェ
ルビーイング(幸福)につなげる生徒の育成」を
掲げ、県内唯一の芸術類型を有する高校として
さらなる発展を目指します。

新1年生は4月8日(月)の入学式翌日から1週
間、スターティングウィークとしてさまざまな
オリエンテーションで、高校生としての基本を
学びました。また、生徒会による部活動紹介から
放課後の部活動体験・部活動ミーティングを経
て、正式に部活動をスタートさせています。

初心を忘れず、A:当たり前のことを、B:馬鹿
にせず、C:ちゃんとやるのが、D:できる人にな
る、の「A B C D」を胸に、自ら行動し、3年後
には周囲から応援してもらえる人に成長して
いってほしいと思います。



▲対面式の様子

☎熊野高等学校 ☎854-4155

子どもの人権110番 ☎0120-007-110 広島法務局・広島県人権擁護委員連合会
いじめ、虐待、子育てなど子どもの人権については 祝日を除く月～金 8:30～17:15

(生活環境課)

人権とわたし ハンセン病元患者などの人権

～ハンセン病に関する患者・元患者・その家族が
おかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～

ハンセン病への誤った認識による偏見と差
別は、患者などの人権を侵害し、社会復帰を困
難にしています。こうした偏見や差別意識をな
くするため、正しい理解と知識の普及が大切です。

○ハンセン病とは

基本的には皮ふと末梢神経の病気で、「らい
菌」という非常に感染力の弱い細菌による感
染症です。仮に発病した場合も、現在は治療
法が確立しているため、早期発見と適切な治療
により後遺症も残りません。また、遺伝病でな
いことも判明しています。

○なぜ差別されたのでしょうか

病気の進行に伴い、顔や手足などの変形や機
能障害が起きました。また、患者を強制的に
療養所に入所させていたことから「強い感染力
を持った恐ろしい病気」といった誤ったイメ
ージが定着し、家族と一緒に暮らすことができ
ない、実名を名乗ることができない、子どもを産
むことが許されない、亡くなくても故郷の墓に
埋葬してもらえないなど、患者だけでなく、家
族もつらい思いをすることになりました。

○私たちにできること

まずは偏見・差別が存在した事実を厳粛に
受け止め、ハンセン病について正しい知識を
持つことが必要です。

また、地域から孤立せず、平穏に暮らして
もらうためにも、私たちの理解と社会の支えが
必要です。

出典:広島県(「気づき」から「きずな」へ)令和4年2月発行